

令和8年第3回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年3月10日(火)
午前10時00分開会 午前11時00分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室
3. 出席委員(農業委員 13名)

1番 河井 孝之	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
4番 是佐 恵美子	5番 松井 祥壮	6番 梶原 安行
7番 山田 政則	8番 岩木 國明	9番 古川 憲吾
10番 吉田 雅子	12番 中田 安義	13番 岡 真由美
14番 岩本 博志		

(推進委員 11名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 中山 憲治	推進委員 岡村 昭男
推進委員 中田 進	推進委員 清水 透	推進委員 堀田 良昭
推進委員 三田 邦男	推進委員 小西 礼子	推進委員 松井 辰夫
推進委員 田丸 和也	推進委員 安井 多佳子	
4. 欠席委員(2名)

11番 中谷 純子	推進委員 倉本 良夫
-----------	------------
5. 議事録署名委員

7番 山田 政則	8番 岩木 國明
----------	----------
6. 会議に出席した委員以外の者
7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	齋藤 千文
次 長	竹上 教東
主 事	前田 桂巳子
(佐伯支所) 次 長	藤本 秀樹
(吉和支所) 主 事	眞鍋 秀
(宮島支所) 主 事	榎 浩子
(大野支所) 主任主事	泉 勝
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
 - (1) 議案第 12号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用促進計画について
 - (2) 議案第 13号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第 14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

《報告事項》

 - (1) 報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (2) 報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

- (3) 報告第 3 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設への転用に係る届出について
- (4) 報告第 4 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設への転用に係る届出受理処分取消の専決処理について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	<p>初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお祈いします。</p>
岩本会長	<p>それでは、廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。これから座って進行させていただきますので、よろしくお祈いします。</p>
議長	<p>ただいまから令和 8 年第 3 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続いて、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第 20 条の第 2 項の規定に基づき、7 番の山田委員さん、8 番の岩木委員さんのご両名にお願いをいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>まず初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第 12 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について議案とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 12 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借について、座って説明させていただきます。</p> <p>議案書は 3 ページになります。</p> <p>番号 1 番、農地の所在は浅原字本郷、登記地目は田で、面積は 3 筆の 3, 499 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和 13 年 3 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>次に、番号 2 番、農地の所在は浅原字甘泉野、登記地目は田で、面積は 1 筆の 1, 757 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和 18 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>本件は、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農地中間管理事業の推進に関する法律</p>

	<p>第18条の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>1番、2番について、古川委員さんお願いいたします。</p>
<p>9番委員</p>	<p>それでは、1番、2番につきまして、9番の古川からご報告を申し上げます。ともに2月24日に確認に行っています。安井委員と事務局の方と3名で確認をいたしております。まず、番号1は、浅原の本郷というところですが、浅原のセンターを越しまして、国道から見ますと川の対岸になります。国道から見たときに〇〇がございますが、〇〇という浅原で一番大きな〇〇で、ここのそば辺りになります。農地の持ち主であります〇〇さんですけれども、今まで頑張っておられたのですが、高齢のためにもう人に任せるということで、その辺り一帯の耕作を請け負ってやられておられます近くにお住まいの〇〇さんにそこを受けていただくということになりました。何ら問題はございません。あと2件目ですけれども、浅原甘泉野、これは元浅原小学校の対岸、川向こうということになります。昨年まではここを別の方が耕作をされていたのですけれども、仕事が忙しくなって手がつけられないということで、ちょうど更新期に当たりましたので、そこを次の方ということで尋ねまして、新たに〇〇さんという方がつくるということになりました。</p> <p>実はこの〇〇さん、浅原で新規就農される方ございまして、地元の方なのですけれども、そこら一帯を全て借りて耕作するというので、隣接する農地を既に耕して準備されております。何も問題はないと思いますけれども、ここら辺りでネギを栽培するというので、辺り一帯全てネギ畑になろうと思います。また皆さん方のご支援もお願いしたいと思います。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この2件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。議案第12号について、異議なしとして回答することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>

議長	<p>異議なしと認め、議案第12号について、異議なしとして回答することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号49番については、議席番号2番の木浦委員が関係する案件のため、先に番号49番のみを審議いたします。</p> <p>議席番号2番の木浦委員さん、ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 退席＝</p>
議長	説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号49番について説明させていただきます。</p> <p>議案書は7ページになります。</p> <p>番号49番、農地の所在は津田字沖横矢、登記地目は畑で、4筆の335平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は所有地の建物の売却に伴い農地を貸すため、譲受人は取得する自宅に隣接し新たに耕作をするため、賃貸借権の設定です。</p> <p>本件は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号49番について説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>49番について、松井委員さんお願いいたします。</p>
松井推進委員	<p>推進委員の松井です。議案第13号、番号49について説明をいたします。現地確認ですけど、2月19日に市職員の方、木浦委員、小西委員と私の4名で確認をしております。申請地は、佐伯支所付近にある土地でございます。近傍には、佐伯文化センターを設置したところでございます。沖横矢〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆で、335平方メートルでございます。内容ですけれども、農地法第3条に基づく申請となっております。現状ですが、確認時の申請地の畑は前任者が耕作されていた形跡がありまして、引き続き自家消費の野菜やブルーベリー等の栽培をすると聞いております。隣接する住宅地も、先ほど説明がありましたように購入されておりまして、本格的に野菜づくりをされるということで、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。議案第13号のうち、番号49番について許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第13号のうち、番号49番について許可することに決定をいたします。</p> <p>退席しました木浦委員さん、席にお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 復席＝</p>
議長	<p>それでは、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号49番を除く6件について議案とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号49番を除く6件について説明させていただきます。</p> <p>議案書は5ページから7ページになります。</p> <p>番号16番、農地の所在は吉和字駄荷中ノ原、駄荷休岩及び駄荷神田、登記地目は田及び畑で、7筆の3, 065平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難のため、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。</p> <p>次に、番号30番、農地の所在は飯山字神田、登記地目は畑で、1筆の224平方メートルの申請です。権利の移転理由は、登記整理を行うためで、有償の所有権移転です。</p> <p>次に、番号39番、農地の所在は上平良字大原、登記地目は田で、2筆の1, 073平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難のため、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、使用貸借権の設定です。</p> <p>次に、番号44番、農地の所在は河津原字上中組、登記地目は畑で、2筆の903.83平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難のため、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。</p> <p>次に、番号45番、農地の所在は宮島町字多々良潟、登記地目は畑で、4筆の10, 817平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難のため、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、無償の所有権移転です。</p>

	<p>次に、番号48番、農地の所在は吉和字中津下垣内、登記地目は田で、3筆の2、916平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難のため、譲受人は購入する自宅に隣接し、耕作をするため、有償の所有権移転です。</p> <p>本件は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号49番を除く6件について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>16番について、中田委員さんお願いたします。</p>
12番委員	<p>12番の中田です。番号16番について、ご説明いたします。</p> <p>現地は、グウェーレ吉和から下流に約500メートル下ったところにあります。2月18日に岡職務代理、倉本推進委員、事務局と私の4人で現地確認を行いました。譲受人の〇〇さんは吉和に住んでおられます。ということで、吉和の人へ所有権が移るということで、特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>30番について、田丸委員さんお願いたします。</p>
田丸推進委員	<p>推進委員の田丸です。議案第13号、30番についてご報告いたします。2月20日、神鳥委員、事務局2名、私、計4名で現地確認をいたしました。現地は、佐伯支所より吉和方面に10キロ程度のところに位置します。現状では耕作はされていないようですが、草木の手入れもされているようですし、多少の手間をかければすぐに農地として再生できると思われます。どうぞご審議をよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、39番について、是佐委員さんお願いたします。</p>
4番委員	<p>4番の是佐です。39番について説明します。場所は433の高速道の交差点から100メートルも上がらないところ、原のほうに上がる途中にあるのですが、〇〇さんは労力不足で耕作が困難のため、長女の〇〇さんが農業をされるということで譲られます。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

2 番委員

それでは、44番について、木浦委員さんお願いいたします。

2番、木浦です。番号44番について、現地の確認と調査の報告をします。2月19日に松井辰夫委員、小西委員と事務局1名で現地を確認しました。現場は、県道から恐らく約600メートルぐらい北方向に入った道に面している土地になります。河津原近辺では、人家が割とあるところにあるのではないかと思います。それで、ここは休耕されており、草自体はそれほどは生えていないので、ある程度の管理はされているのではないかと思います。が、荒れてはいるような現況になっております。それで、後ほどの5条申請と同じなのですが、隣接している住宅用地と、その上に建っている古い建物との一緒に売買ということで申請されております。買受人とすれば、営農計画としては、きゅうりとか茄子とかの恐らく自家消費野菜と、あとはブルーベリー等の果樹園をするということになっております。隣接の住宅もかなり傷んではいるのですが、それらと一緒に、全部を買い受けたいということで出ているもので、休耕されているよりかは耕作されるほうが良いと思うので、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、45番について、山田委員さんお願いいたします。

7番委員

7番の山田です。45番の説明をいたします。2月19日に吉田委員、事務局3名と合計5名で現地を確認いたしました。場所は、〇〇から岩国方面へずっと行ったその行き止まりというか、ちょうど大野の〇〇の前の方向になると思うのですが、そういう場所です。対象の土地の周りは山に囲まれており、鹿を防ぐために全面的に金網を設置している場所です。対象地は平地ではなく、ちょっと凹凸があるような土地で、古い梅の木が数本あるということですが、管理されている状態ではない場所です。譲渡人は〇〇ということで、年を取って土地の維持管理が難しくなったということで、譲受人に譲るということにしました。そして、譲受人は、対象地のすぐ隣に住まいを構えており、〇〇の〇〇をしております。譲受人の案内で当日は対象地を確認しました。取得後は、多少ある梅の木の管理をまず行って、それから片づけをしながら、片づけが完了したらみかんとかレモンの果樹を植えたり、しいたけ栽培をするということでございます。周りの土地への影響は全くございませんが、譲受人は〇〇ということで、一応今やる気があるということで、大変だとは思われますが、頑張ってくれるものと思います。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、48番について、岡職務代理お願いいたします。

岡職務代理

13番の岡です。農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。2月18日に中田委員、倉本委員、私、事務局の計4名で現地を確認しました。譲渡人は吉和地域外に居住しており、年齢も高齢で耕作が困難であり、所有する住宅と併せて財産の整理を行っております。譲受人は、住宅の取得と併せて隣接する農地を取得するというので、特に問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、この6件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りします。議案第13号のうち、番号49番を除く6件について、許可することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第13号のうち、番号49番を除く6件について許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いします。

事務局

議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。

議案書は8ページから10ページになります。

番号34番、農地の所在は津田字小更、登記地目は田で、面積は1筆の608平方メートルの申請です。転用理由は、住宅として利用するための申請です。

次に、番号36番、農地の所在は友田字清水、登記地目は畑で、面積は1筆の46平方メートルの申請です。転用理由は、墓地への手すりを設置するための申請です。

次に、番号38番、農地の所在は上平良字大原、登記地目は田で、面積は1筆の541平方メートルの申請です。転用理由は、住宅として利用するための申請です。

次に、番号41番、農地の所在は河津原字上中山谷、登記地目は畑で、面積は1筆の375平方メートルの申請です。転用理由は、駐車場及び倉庫として利用するための申請ですが、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。

次に、番号43番、農地の所在は河津原字上中組、登記地目

	<p>は田で、面積は2筆の446平方メートルの申請です。転用理由は、住宅として利用するための申請ですが、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。</p> <p>次に、番号46番、農地の所在は上平良字大原、登記地目は田で、面積は1筆の1,084平方メートルの申請です。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。</p> <p>次に、番号47番、農地の所在は上平良字大原、登記地目は田で、面積は1筆の211平方メートルの申請です。転用理由は、隣接地に建設する〇〇のグラウンドとして利用するための申請です。</p> <p>本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>34番について、木浦委員さん願います。</p>
2番委員	<p>2番、木浦です。番号43番について、現地の確認と調査の報告をします。これは先ほど言った3条の44番の申請の件と受人、渡人が同一ということです。2月19日に松井辰夫委員と小西委員、事務局1名で現場を確認しました。場所は、44番の農地にすぐ隣接して、古い住宅が建っている宅地ということで、5条申請が出ております。建物もかなり古くて、大分前に建てられた建物ではないかと思えます。よろしく審議のほど願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、36番について、小西委員さん願います。</p>
小西推進委員	<p>推進委員の小西です。農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。2月19日に項の河井委員、事務局1名、私の計3名で現地確認を行いました。場所は友田宇清水、乙丸地区というところになります。ここは乙丸地区の墓地です。近くには下友田ふれあい公園があります。今回、使用貸借権を設定するため、農地法第5条第1項の規定により許可を申請するものです。墓地への手すりを設置するための案件です。譲渡人の〇〇、譲受人は〇〇さんです。お墓参りの際、急な坂道で危険なため手すりを設置したいということです。周辺農地の影響もなく特に問題がないと思われまますので、皆様のご審議のほど</p>

	<p>よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、38番について、是佐委員さんお願いいたします。</p>
4番委員	<p>4番の是佐です。先ほど39番について説明いたしましたけど、それとこれは同じところになります。娘さんの〇〇さんが農業をされるということで、そこに家がないので敷地内に新築をされるということです。別に問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして41番、43番について、木浦委員さんお願いいたします。</p>
2番委員	<p>すみません、先ほど43番をご説明しましたが、報告が抜けていたので、34番についての現地確認と調査の結果を報告します。これは先ほどと同じように、2月19日に松井辰夫委員、小西委員、事務局1名で現場を確認しました。場所は〇〇からすぐ近くで、県道から100メートルから200メートルぐらい入ったところの道に面した場所です。事業計画によりますと、建築面積が145平米ということで、建築費用もかなりの金額を計上されて、事業計画では、子供さんも含めて、恐らく申請地の建った家のほうで住みたいという事です。審議のほどよろしく願いします。次が41番の河津原の申請なのですが、これも同日に松井辰夫委員、小西委員、事務局1名で現地の確認と調査をしました。ここは県道に面しており、既に譲渡人のもともとの住宅地が建っていたその側に農業用倉庫としてスレート葺の倉庫が建っております。現場はかなり以前から農地利用されずに、全部が全部やったかは分からないのですが、現在は全て宅地利用ということになっているもので、しかも、恐らく申請人が結婚される以前から宅地利用ということで利用されているのではないかと思います。34番と43番を間違えて入れ替えて説明しましたので、確認をよろしく願いします。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、46番、47番について、是佐委員さんお願いいたします。</p>
4番委員	<p>46番について、是佐ですが、説明いたします。2月19日に登委員と事務局の2名とで現地を確認いたしました。場所は上平良大原というところで、国道485号を原方面に向かって、山陽道の高架下を過ぎて、〇〇だと思います。駐車場になるのが上側の大きな田んぼ、グラウンドになるのが下側の小さな田</p>

	<p>んぼとなります。農地面積は駐車場が約1反、グラウンドが約2,000平方メートルで、駐車場については有償で借り受ける申請となっています。今回、譲り渡しを受ける事業者さんはすぐそばに〇〇を開設する計画を立てており、その駐車場及びグラウンドとして利用されるための転用申請であります。近隣の影響はなく、問題はないと考えられますので、以上46番、47番の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この7件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。議案第14号について、許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第14号について許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告します。</p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は11ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和8年1月13日から2月10日までの間に受理した2件です。詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>番号17番、22番については、譲渡人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。</p> <p>本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、この件につきまして、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p>

《委員より質疑等なし》

議長

質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
続きまして報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告します。

事務局

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告させていただきます。
議案書は12ページ、13ページになります。
今月の報告は、令和8年1月13日から2月10日までの間に受理した4件です。詳細の説明は省略させていただきます。
番号27番につきましては、過去に転用届が出されています。
番号31番については、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。
本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したものです。
以上で報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。

議長

それでは、この4件につきまして、質疑等があればお願いいたします。
ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

質疑がないようですので、報告第2号を終わります。
続きまして報告第3号、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について報告します。

事務局

報告第3号、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告させていただきます。
議案書は15ページになります。
今回の報告は、令和8年1月13日から2月10日までの間に受理した3件です。詳細の説明は省略させていただきます。
番号9番は、後ほどご報告する報告第4号、番号24番の関連案件となります。
また、番号25番と26番は関連案件となります。
以上で報告第3号、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告を終わります。

議長	<p>それでは、この3件につきまして、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
事務局	<p>質疑がないようですので、報告第3号を終わります。</p> <p>続きまして報告第4号、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出受理処分取消の専決処理について報告します。</p>
事務局	<p>報告第4号、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出受理処分取消の専決処理について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は16ページになります。</p> <p>今回の報告は、令和8年1月13日から2月10日までの間に処分を行った1件です。詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>番号24番は、先ほど報告した報告第3号、番号9番の関連案件となります。</p> <p>以上で報告第4号、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出受理処分取消の専決処理について、報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、この件につきまして、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑はないようですので、報告第4号を終わります。</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>委員の皆様には、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>次回の令和8年第4回農業委員会総会は、4月8日（水曜日）午前10時から、こちら7階会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>大変お疲れでございました。</p>

（閉会 午前11時00分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年4月14日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（7番委員）

廿日市市農業委員会委員（8番委員）
